

天平時代の隠岐

島根県古代文化センター 主席研究員 平石 充

I. 古代の隠岐

そのまえに、現代の隠岐（R5 年 12 月）

海士町 2,275 人・西ノ島町 2,592 人・知夫村 587 人・隠岐の島町 12,925 人

海士町は、隠岐郡全体の約 12%、島前 3 島は 33%（島前 1：島後 2）

(1) 隠岐の初見

史料 1 『古事記』上巻 国生み神話

次に隠伎之三子島を生む。亦の名を天之忍許呂別。

史料 2 『日本書紀』神代上第 4 段一書 1（及び 9） 国生み神話

…大日本豊秋津洲となづく。次に淡路洲。次に伊予二名洲。次に筑紫洲。次に
億岐三子洲。次に佐度洲。次に越洲。次に吉備子洲。此に由て大八洲国と謂う。

同一書 6 次で億岐洲と佐度洲を双に生む。

隠岐は「三子島」と認識される。

本居宣長…島前の 3 島（知夫里・中ノ島・西ノ島）のこと

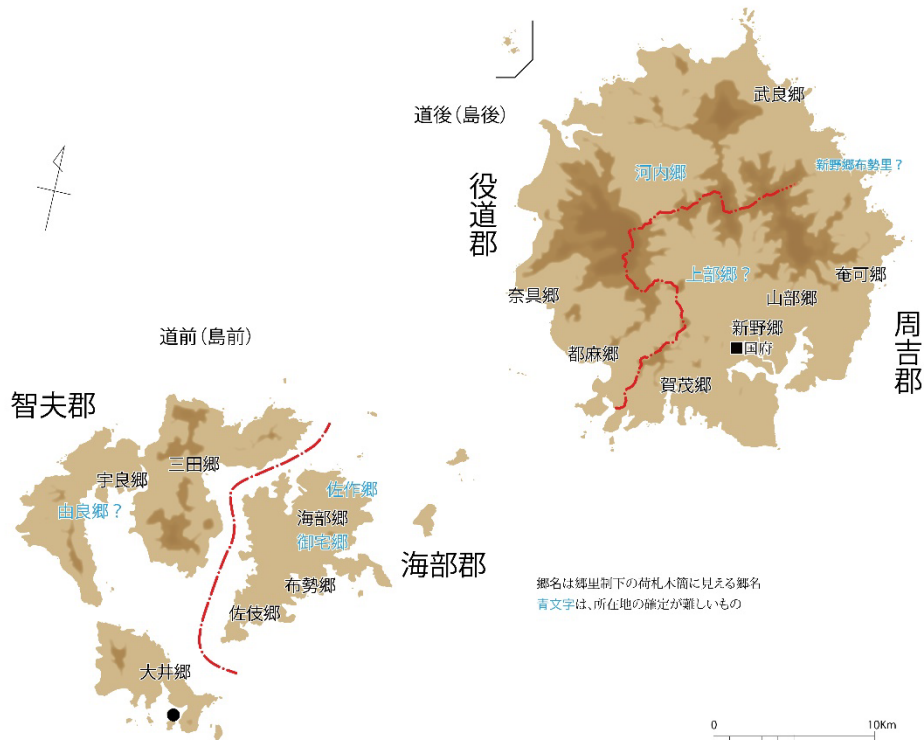


図 1 古代の隠岐国
1

(2) 隠岐の地名

国号隠岐（オキ）…本土からみた地名

西ノ島・中ノ島・知夫里島…隠岐側からみた地名

知夫里島…みちふり、みちをいのるの意味。これは本土に渡るときの道を祈る場所。

史料 3 ^{きのつらゆき}紀貫之『土佐日記』（934 年頃）

いくけふも かへらんときも ^{たまほこ}玉銚の ちぶりの神を いのれとぞおもふ

史料 4 ^{けんしやう しゅうちゅうしやう}顕昭『袖中抄』（12 世紀末頃）

隠岐国のにこそ、知夫里崎という所にわたすの宮という神、おわすなれ。舟だすとしては、その神に奉幣をしてわたりをいのるとぞ申す。

わたす神…『延喜式』神名下では智夫郡の由良比女神社に「元和多須神となづく」との註があるが、海神社（わだつみ）神社の註が誤記されているという説もある。古代における由良比女神社・海神社の場所が問題となるが、いずれにせよ「わたす神」とは現在の知夫里島の島津島にある度津神社がその後身か。

(3) 古代の郡名（図 1 参照）

7 世紀・8 世紀 近世 現在

^{ちぶ}知夫里・^{ちぶ}智夫 ^{ちぶ}知夫 …ちぶり 先述、みちふりが語源か

^{あま}海・^{あま}海部 ^{あま}海士 …あま 全国にある海部郡のひとつ。

いずれも海部（海産物生産者）が居住する。

尾張・紀伊国に海部郡。伊勢・安芸・淡路・伊予・筑前国に海部郷がある。

^{えち}依地・^{えきぢ}役道・^{おぢ}穩地 ^{おぢ}越智 …えち、ないしおち、いずれも他国にもある地名。

伊予国越智郡・近江国愛智郡

^{すき}次・^{すき}周吉 ^{すき}周吉 …すき。これも他国にもみえる地名。播磨国須岐

駅・丹波国周柘郷。

- ◆「ちぶり」は島民からみた地名。「えち」「すき」もその分布には深い意味はなく、一般的な何か（地形の特色か）にもとづいた島民がつけた地名（たとえば迫田、など）。「あま」のみが海部（海産物生産者）に対し、律令国家側が付した全国共通地名で、国名隠岐同様に島外から名付けられた地名。←オキ・アマの特殊性・重要性

II. 木簡からみた天平時代の隠岐国

(1) 天平時代とは

- 天平元（729）年～天平 21（749）年、聖武天皇の治政下で有名な事件が多くみえる。15 年墾田永年私財法、16 年大仏造立の詔（完成は天平勝宝 4（753）年）など。
- 地方行政の仕組みでは、天平 11 年まで郷里制という制度が敷かれていた。靈龜 3（717）～天平 11（739）年。

これは郡の下に 50 戸からなる郷、さらにその下に里（通常、1 郷を 3 里に分ける）を設置した制度。郡一郷一里一戸（1 戸は成人男性 4 人を含む 20 人くらいになるよう編戸される。したがって 50 戸の郷は、どの郷も約 1000 人となる）。

●また、この時代（天平前半）については、全くの偶然だが地方行政に使われた史料が、よく残っている。

→今日紹介する、天平 2 年隠伎国郡稻帳・同 4 年隠伎国正税帳。

お隣出雲国では、天平 5 年『出雲国風土記』、同 6 年出雲国計会帳、同 11 年出雲国大税賑給歴名帳 ※太字がいわゆる正倉院文書。

●それに加えて、平城京の二条大路の南北に掘られたゴミ捨て用の溝（SD5100・SD5300）から、天平 7～10 年までの多数の木簡が出土した（二条大路木簡、中心は天平 7 年）。ここから、隠岐国から都にもたらされた海産物に付けられた多数の木簡が出土。※年号の書かれた木簡はごく一部だが、出土状況からこの年代におさまることが確実である。

●荷札木簡とはなにか…古代の税制のうち、男子にのみ賦課された人頭税である調に付けられた荷札である。

古代の租税は **調・庸** →特産品を納める。都に運ばれ、中央財政の財源となる。男子に賦課される人頭税なので、男子が多ければ多いほど、税収が増える。

租・出挙 →稲を納める。地方の倉庫で保管管理され、地方行政の財源となる。租は水田に賦課されるので、水田が増えると税収が増える。

大まかにこの 2 本立て。※ほかの労働徴発（男子対象で年間 30 日、主として地方行政運営に関わる雑役）がある。

●奈良時代の戸籍…6 年ごとに作成されており、天平 5 年 11 月に作成のはじまった天平 5 年籍が天平 11 年まで利用された。戸籍を作る（編戸という）時に、50 戸から郷を編成するため、天平 5～11 年は同じ郷里だった。※木簡の年代は同じ郷里。

●今回は触れないが、天平 9 年には疫病（天然痘）が全国的に流行し、地方によっては多数の死者が出た（平年の 3 倍、10%くらいか）。隠岐国も多数の死者が出た可能性があり、天平前半と後半では様相が異なる可能性もある。

※今日話す「天平時代の隠岐」とは、天平 4～8 年までの隠岐国



史料 5 『日本三代実録』貞観 12 (870) 年 8 月 5 日条

隠岐国の貞観七・八両年の疫死百姓三千一百八十九人を免除す。

仮に 1 年では半分 1595 人、当時の隠岐国人口を 12 郷 12,000 人とする、年間死亡率 13%。

離島の方が多いか少ないか・交通があるかないか？

(2) 木簡から確認できる海部郡の郷・里 (図 1)

海部郡では、天平 5 年戸籍の時に、①布勢郷・②海部郷・③作佐郷・④御宅郷・⑤佐伎郷が確実に存在し、ほかに⑥□郷 (文字が判読できない) があり、上記 5 郷と別の郷の可能性もある。6 郷あったか？

他の郡は…知夫郡 4 郷 (+ 駅)、周吉郡 5 郷 (+ 駅)、役道郡 4 郷。

史料 6 天平 6~11 年 (天平 5 年籍対応) 隠岐国荷札木簡

⑥	⑤	④	③	②	①
隠岐国海部郡 調鼠 ^(マ) □郷 平城京跡 SD5100 城 22-36 上 天平七年	隠岐国海部郡 御調軍 ^(マ) 作伎郷 平城宮跡 SD2700 城 16-7 上 天平九年 大井里 阿部 ^(マ) 呂麻	隠岐国海部郡 調螺六斤 御宅郷 平城京跡 SD5300 城 24-29 上 弟野里 日下部 ^(マ) 竹年	隠岐国 ^(マ) 海部郡 調三取 ^(マ) 鱈四斤 作佐郷 平城京跡 SD5100 城 22-36 上 大井里 阿曇部 ^(マ) 意比	隠岐国 三海部郡 ^(マ) 海部郷 平城京跡 SD5100 城 22-36 上 庭足調螺六斤 天平八年	隠岐国 阿曇部 ^(マ) 海部郡 平城京跡 SD5100 城 22-36 上 布勢郷 大浦里 奈々都調短鮫六斤 天平七年 169 × 27 × 5 031

III. 税帳からみた海部郡

(1) 税帳とは

- 「税」とは古代では稲を納める租税を指し、原則地方行政に用いられる (都に運ばれ、国家財政に使われることはない。先に述べたように木簡に見える海産物は、調とよばれるもので、「税」とは別な租税)。税帳とは、国毎の 1 年単位での税の收支決算を記した帳簿。天平 6 年までは、「税」にも複数種類があって、代表的なも

のが「郡^{ぐんとう}稲」と「正^{しょうぜい}税」。それぞれ別立てで徴収・管理されていた。※天平 6 年に正税に一本化される。

●天平 4 年隠岐国正税帳は、天平 4 (732) 年度の隠岐国の正税についての決算報告。現存する諸国の正税帳のうち、唯一国全体がほぼ復元できる「完全な税帳」(他の国の税帳はいずれも一部しか残っていない)。☞レジュメ最後に全文を掲載。

●内容は前年の天平 3 年までの蓄積と、天平 4 年における収税額、また支出額が記され、最後が天平 4 年の決算額となっている。

●「税」(イネ)は、穎^{えいとう}稲(穂先に穀が付いたままの状態)と、穀(脱穀した状態)に分けて、倉に保管されている。穎稲は聞き慣れない言葉だが、古代は収穫は穂^{ほくびかり}首^{くび}苅^{かり}りであったため、収穫後は原則穎稲であった。それを長期保管用に脱穀したのが穀。

●単位について…穀が 1 斛^{こく}(石) = 10 斗 = 100 升 = 1000 合、穎稲が 1 束^{そく} = 10 把で、1 束を脱穀すると 1 斗になる。※いずれも現在の升到換算する場合、0.4 倍する。古代の 1 升とは今の 4 合。

(2) 天平 4 年海部郡の正税収支 (表 1)

●天平 3 年の繰越額、穀が 7365 斛、穎稲が 2834 束。

●穀についてはこの年、賑^{しんごう}給(高齢者・弱者への穀の無償配布)が郡内の 100 人に対して行われ、70 斛余りを消費。一方、海部郡の人に班給された口分田から田租(1 町あたり穎稲 15 束、穀で 1 斗 5 升)が 286 斛徴収されている。

●穎稲は、610 束が貸し出され(出^{すいこ}挙という)、借りた人のうち 10 人が返納前に死亡、これらは元本(本稲という)から返済が免除(51 束)された。残る本稲は 559 束。利息は 5 割なので、279 束 5 把が収益となる。

●その他の支出がなく、この年は穀・穎稲ともに決算額が増えている。

→穀に関していえば、海部郡には田租約 19 年分の蓄積がある(表 3)。隠岐国全体でみると 27 年分。田租 1 年分とは収穫の約 3%にあるとされるので、天平時代には、ほぼまるまる 1 年の水田収穫に当たる穀が租税として地方に蓄積されていた。

(3) 他郡との比較 (表 1・2)

A 正税を返納する前に死亡した百姓数…海部郡 10・周吉郡 5・智夫郡 4・役道郡 3

B 正税出挙を受けた人の推定数…正税出挙量を(免稲/死亡人=一人当たりの出挙量)で割った数字…海部郡 120・役道郡 66・周吉郡 64・智夫郡 62)

C 郷別の出挙を受けた人の数(海部・周吉 5 郷、智夫・役道郡 4 郷とした場合)

海部郡 24・役道郡 16・智夫 16・周吉 13←海部郡 6 郷だと 19、6 郷か?

◆A~C とも、海部郡の人口・郷数が多かったことを示すもの。正税帳が示す天平 4 年は木簡にみえる天平 5 年籍の郷里の前の年だが、ほぼ連続した時期と考えられる。

表1 天平4年度隠岐国正税帳の内訳

智夫郡

項目		穀(斛)	穎稲(束)	備考
繰り越し	現定稲穀	4957.3615	1650	
支出	賑給	-41.8		賑給47人
支出	改造神社		-66.4	改造神社料
収入	田租	186		
支出	免稲		-18	身死百姓4人18束
収入	出挙利稲		132	
決算	今年定	5101.5615	1697.6	
倉庫数	12	不動穀3・動用穀1・穎2・郡稲2・公用稲2・糶2		

※他に粟37.62、醬2、未醬1斛。いずれも当年度の収支なし。

海部郡

項目		穀(斛)	穎稲(束)	備考
繰り越し	現定稲穀	7365.1771	2834.3	
支出	賑給	-70.9		賑給100人
収入	田租	286.35		
支出	免稲		-51	死百姓10人、免本稲51束
収入	出挙利稲		279.5	
決算	今年定	7580.6271	3062.8	
倉庫数	12	不動穀5・動用穀1・穎1・郡稲2・公用稲1・義1・糶1		

※他に粟86.3、糶103.306、醬2.5斛。いずれも当年度の収支なし。

周吉郡

項目		穀(斛)	穎稲(束)	備考
繰り越し	現定稲穀	9190.8925	3100	
支出	賑給	-47.2		賑給58人
支出	改造神社		-298	改造神社料
収入	田租	158.55		
支出	免稲		-58	死百姓5人、免本稲58束
収入	出挙利稲		342	
決算	今年定	9302.2425	3086	
倉庫数	17	不動穀5・動用穀1・穎1・郡稲4・公用稲1・義1・糶1・空3		

※他に粟42.39、糶107.112、醬2斛。いずれも当年度の収支なし。

役道郡

項目		穀(斛)	穎稲(束)	備考
繰り越し	現定稲穀	4112.2963	2260.5	
支出	賑給	-35.1		賑給44人
収入	田租	129.6		
支出	免稲		-22	死百姓3人、免本稲22束
収入	出挙利稲		228	
決算	今年定	4206.7963	2466.5	
倉庫数	13	不動穀2・動用穀1・穎2・郡稲2・公用稲2・義1・糶1・空2		

※他に粟46.86、糶75.676、醬2、未醬0.5斛。いずれも当年度の収支なし

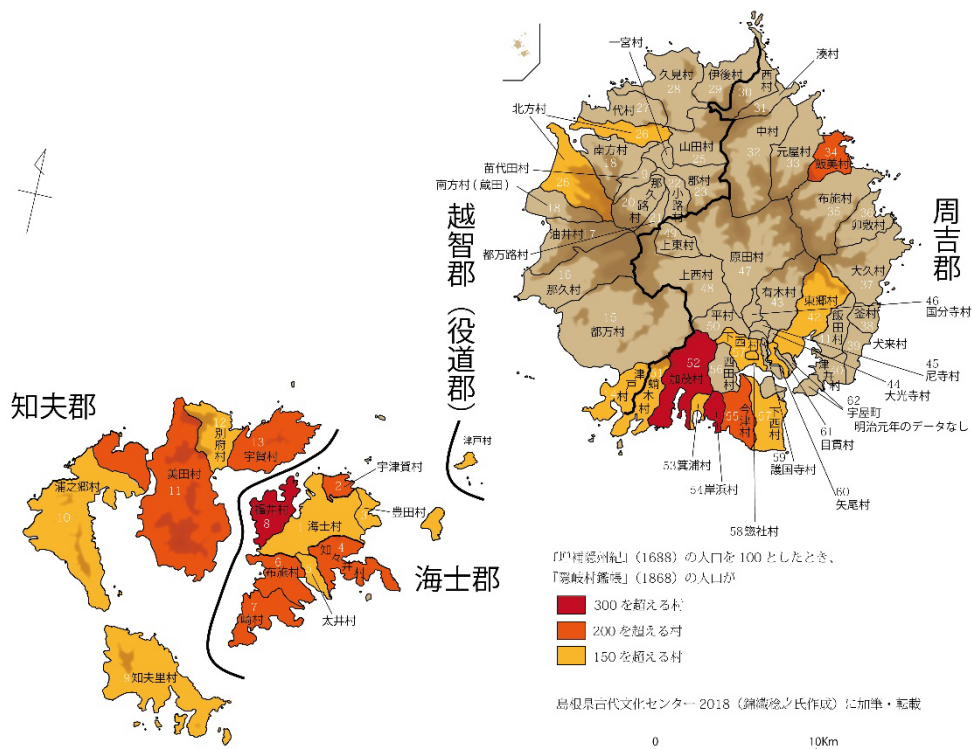
一国全体

項目		穀(斛)	穎稲(束)	備考
繰り越し	現定稲穀	25625.727	9844.8	
支出	賑給	-195		賑給249人
収入	田租	760.5		
支出	改造神社		-364.4	改造神社料
支出	免稲		-149	死百姓22人 免本稲149束
収入	出挙利稲		981.5	
決算	今年定	26191.227	10312.9	
倉庫数	54	破壊1・不動穀15・動用穀4・穎6・郡稲10・公用稲6・義3・糶5・空5		

- ◆天平 4 年の人口は、おそらく①海部郡・②周吉郡・③智夫郡・④役道郡、したがって、あきらかに島前の人口が島後を上回っている。
- ◆江戸時代以降ほぼ正確な人口がわかるが（表 5）、現代も含め島前が島後の人口を上回っていた時代は、古代以外にない。

(4) なぜ天平時代には海部郡・島前の人口が多いのか（図 2）

- 江戸時代の人口変化をみると、貞享 5（1688）年の『増補隠州記』と明治元（1868）年の『隠岐国村鑑帳』に書かれた村別人口を比較するとこの間に島後東南部（周吉郡）と島前の人口が増えていて、1868 年には島後 1 に対し島前 0.75 と島前の人口が島後の人口に近づく。
- これは、中国輸出用の倭物生産や、本土へ販売するための根付・近海漁業が振興し、その漁場が島後東南部・島前だったため。特に江戸時代の隠岐では島民の鮑・海鼠漁はカナギ漁にかぎられ、潜水漁法をしなかった。カナギ漁の漁期は冬であり、安定して操業できるのは島前と島後東南部に限られた。←古代もおそらく同じ（潜り海人はいなかった）。



- ◆ 律令国家が海産物生産を促進しようとする時、潜り海人がいないと、どうしても島前に人を集める必要がある。おそらく、本土や島後から人を移住させるなどして、島前、特に海部郡の人口を増やす政策が採られたと推定される。調…人頭税。
- ※隠岐の海産物が重視されるようになったのは、7 世紀後半（670 年頃）から。

表2 天4年の隠岐国正税出挙

	郷数	水田面積	出挙稲	免稲	正税 負死亡人	A平均出 挙量	a受出挙 百姓総 数	b 郷別受出挙 百姓数
智夫郡	4	124	282	18	4	4.5	62.7	15.7
海部郡	5(6)	190.9	610	51	10	5.1	119.6	23.9(19.3)
周吉郡	5	105.7	742	58	5	11.6	64	12.8
役道郡	4	86.4	478	22	3	7.3	65.5	16.4
隠岐国	18	507	2112	149	22		311.8	

※稲は単位束

表3 穀の蓄積

	郷数	天平3年までの貯 蓄穀	当年 田租	大宝2年 ～慶雲3 年の田租	る想定 蓄積期 間(年)
智夫郡	4	4957.36146	186	272.8	20.8
海部郡	5	7365.1771	286.35	419.98	19.9
周吉郡	5	9190.89248	158.55	232.54	52.1
役道郡	4	4112.29634	129.6	190.08	25.9
隠岐国	18	25625.72	760.5	1115.4	27.8

*合以下が略されている

※単位斛

表4 前近代隠岐地域の郡別水田面積

	正 税 帳	『倭 名抄』	『隠 州記』	『村 鑑帳』	明 治三 三年
	732年		1607 ～13 年	1868年	参考 1900年
知夫郡	86.4		41.12	44.1	102.0
海部郡	190.9		87.83	94.9	177.2
周吉郡	124		192.3	220	511.4
役道郡	105.7		238.2	278.1	632.6
隠岐全体	507	585	559	637	1423

※単位町、『倭名類聚抄』の段以下、『隠州記』の歩は!

※1900年の郡域は古代と異なる。

表5 近世隠岐の人口動態

調査年		隠岐合 計	島前		島後		島前/ 島後	出典
元号	西暦		人数	家数	人数	家数		
寛文7年	1667	15911	4639		11272		0.41	『隠州視聴合紀』
貞享5年	1688	18204	5703	1014	12501	2262	0.46	『増補隠州記』
元禄4年	1691	18923	6065	938	12858	2220	0.47	『元禄四年万覚』*1
享保6年	1721	18133						『国勢調査以前日本人口統 計集成 別巻1』
寛延3年	1750	18931						
宝暦6年	1756	19548						
天明6年	1786	20707						
寛政4年	1792	21072						
寛政10年	1798	21963						
文化元年	1804	21660						
文政5年	1822	24437						
文政11年	1828	25234						
天保5年	1834	25712						
天保11年	1840	25772						
弘化3年	1846	26208						
明治元年	1868	28497	12202	1092	16295	2356	0.75	『隠岐国村鑑帳』
明治13年	1880	30583	13286		17297		0.77	明治12年郡区分人口表

*1島根県教育委員会2014『石見銀山歴史文獻調査報告書X』所収

一七 隱岐国正税帳 天平四年度

(繼目裏書)

「隱伎國正税納帳大初位下行目縣犬養宿祿大萬侶天平五年二月十九日」

(A 断簡)

(正集三十四)

1 隱伎國司解 申収納天平四年正税事

2 合四郡天平三年正税穀振量芝貳萬伍仟陸伯貳拾

3 伍斛柒斗貳外 振入二千三百廿九斛六斗

4 芝貳萬叁仟貳伯玖拾陸斛壹斗壹外

5 不動壹萬玖仟陸伯叁拾肆斛捌斗

6 陸外

7 動用叁仟陸伯陸拾壹斛貳

8 斗伍外

9 粟貳伯壹拾斛伍斗柒外

10 類稻玖仟捌伯肆拾肆束捌把

11 糶叁伯陸拾貳斛捌外

12 醬捌斛伍斗

13 末醬貳斛

雜用貳仟叁伯壹拾肆束肆把

年及蘇寮俾獨自存不能之伎貳伯卅九人穀壹伯玖拾伍

其振所入十九斛五斗

返納本倉

神社造用類叁伯

穀一百九十五斛

類三百六十四束四把

賑給高

(B 断簡)

(正集三十四)

陸拾肆束肆把

出舉類稻貳仟壹伯壹拾貳束 價稻身死伯姓廿二人 免稻一百卅九束

芝本壹仟玖伯陸拾叁束 利九百八十 一東五把

合納貳仟玖伯陸拾肆束伍把

當年租穀柒伯陸拾斛伍斗

都合穀振量芝穀貳萬陸仟壹伯玖拾壹斛貳斗貳外

振入二千三百八十一斛 二外斛別入一斗

芝貳萬叁仟捌伯壹拾斛貳斗

不動一萬九千六百卅四斛八斗六外 動用四千一百七十五斛三斗四外

粟貳伯壹拾斛伍斗柒外

(C 断簡)

(正集三十四)

(第四紙)

類稻壹萬叁伯壹拾貳束玖把

糶叁伯陸拾貳斛捌外

醬捌斛伍斗盛貳壹拾叁口 四各受一斛 九各受五斗

末醬貳斛盛貳肆口 別受五斗

都合心倉伍拾伍間 破壞一間 芝伍拾肆間

不動穀倉一十五間 動用穀倉四間 類倉六間

郡稻倉一十間 公用稻倉六間 義倉三間

糶倉五間 空五間 不動糶四勾畷國心倉印壹枚

常糶一十六勾

31 智夫郡天平三年心稅穀振量芝肆仟玖伯伍拾柒斛
 〔參斗陸外壹合肆夕陸振〕振入四百五十斛六斗六升
九合二夕二振解別入一斗
 1006 芝肆仟伍伯陸斛陸斗玖外貳合貳夕肆振
 1007 不動參仟伍伯壹拾玖玖斗伍外肆合貳夕
 1009 動用玖伯玖拾伍斛柒斗叁外捌合肆振

(D 斷簡)

32 粟叁拾柒斛陸斗貳外
 33 類稻壹仟陸伯伍拾束
 34 糶柒拾陸斛貳斗伍外捌合
 35 醬貳斛
 36 末醬壹斛
 37 雜用肆伯捌拾肆束肆把穀卅一斛八斗
類六十六束四把 賑給高
 38 年及鰥寡惻獨自存不敵之役肆拾柒
 39 八穀肆拾壹斛捌斗其振所入四斛一斗八升
返納本倉
 40 神社造用類陸拾陸束肆把
 41 出舉類稻貳伯捌拾貳束債稻身死伯姓四人
免稻一十八束
 42 芝納本貳伯陸拾肆束利一百卅二束
 43 合納叁伯玖拾陸束
 44 當年榷穀壹伯捌拾陸斛
 45 都合誠振量芝穀伍仟壹伯壹斛伍斗陸外壹合
 46 肆夕陸振振入四百六十三斛七斗
七升八合三夕
 47 芝肆仟陸伯叁拾柒斛柒斗捌外叁
 48 合壹夕陸振

(正集三十四)
(第五紙)

49 不動三千五百一十斛九斗五升四合二夕
 動用一千一百廿六斛八斗二升八合九夕六振
 粟叁拾柒斛陸斗貳外
 50 類稻壹仟陸伯玖拾柒束陸把
 51 糶柒拾陸斛貳斗伍外捌合
 52 醬貳斛盛庭肆口別受五斗
 53 末醬壹斛盛庭貳口別受五斗
 54 都合心倉壹拾貳間才動解倉三間 重月解倉一間
類倉二間 郡稻倉二間
 55 公用稻倉二間
 56 稽倉二間
 57 郡司大領外心八位上敷十二等海部諸石
主帳外大初位上敷十二等服部在馬
 58 海部郡天平三年心稅穀振量芝柒仟叁伯陸拾伍斛壹斗
 59 柒外柒夕壹振振入六百六十九斛五斗六升九夕七振
 60 芝陸仟陸伯玖拾伍斛陸斗玖合柒夕肆振
 61 不動伍仟玖伯貳拾肆斛貳斗玖外壹合伍夕伍振
 62 動用柒伯柒拾壹斛叁斗壹外捌合壹夕玖振
 63 粟捌拾叁斛柒斗
 64 類稻貳仟捌伯叁拾肆束叁把
 65 糶壹伯叁斛叁外陸合
 66 醬貳斛伍斗
 67 雜用穀柒拾玖斗賑給高年及鰥寡惻獨自存不敵之
徒一百人其振所入七斛九升外返納本倉
 68 出舉類稻伯壹拾束債稻身死伯姓一十八
免稻五十一束
 1010 芝納本伍伯伍拾玖束利二百七十九束五把
 1011 合納捌伯叁拾捌束伍把
 1012 合納捌伯叁拾捌束伍把

(繼目裏書)
(第六紙)

- | | | | |
|---|--|---|---|
| <p>78 糘壹伯柒斛壹斗壹外壹合</p> <p>77 類稻叁仟壹伯束</p> <p>76 粟肆拾貳斛叁斗玖外</p> <p>75 動用壹仟玖拾叁斛捌外肆振</p> <p>74 不働柒仟貳伯陸拾貳斛貳斗柒外陸合柒夕陸振</p> <p>73 之捌仟叁伯伍拾伍斛叁斗伍外陸合捌夕</p> <p>72 合肆夕捌振 <small>振入八百卅五斛五斗三升五合
六夕八振別入一斗</small></p> <p>71 周吉郡天平三年心稅穀振量之玖仟壹伯玖拾捌斛斗玖外貳</p> <p>70 郡司 <small>少領外從八位下阿曇三雄</small></p> | <p>(E 断簡)</p> <p>69 都合心倉壹拾貳間 <small>不動穀倉五間 動用穀倉一間 類倉一間 郡稻倉二間 公用稻倉一間 義倉一間 糘倉一間</small> (第七紙)</p> | <p>1022 糘貳斛伍斗 <small>六</small></p> <p>1021 糘壹伯叁斛叁外陸合</p> <p>1020 類稻叁仟陸拾貳束捌把</p> <p>1019 栗捌拾叁斛柒斗</p> <p>1018 不働五千九百廿四斛二斗九外一合五夕五振
動用九百六十七斛一斗八外一合八夕三振</p> <p>1017 叁夕捌振</p> <p>1016 芝陸仟捌伯玖拾壹斛肆斗柒外叁合</p> <p>1015 壹振 <small>振入六百八十九斛一斗
四升七合三夕三振</small></p> <p>1014 都合誠振量之穀柒仟伍伯捌拾捌陸斗貳外柒夕</p> <p>1013 當年租穀貳伯捌拾陸斛叁斗伍外</p> | <p>79 糘貳斛</p> <p>80 末替伍斗</p> <p>81 雜用柒伯柒拾束 <small>穀卅七斛二斗
類二百九十八束</small> 賑給高年</p> <p>82 及蘇索悖獨自存不敵之徒伍拾捌人</p> <p>83 穀肆拾柒斛貳斗 <small>振所人四斛七斗二升
返納本倉</small></p> <p>84 神社造用類貳伯玖拾捌束</p> <p>85 出舉類稻柒伯肆拾貳束 <small>債稻身死伯姓五人
免稻五十八束</small></p> <p>86 芝納本陸伯捌拾肆束 <small>利三百卅二束</small></p> <p>87 合納壹仟貳拾陸束</p> <p>88 當年租穀壹佰伍拾捌斛伍斗伍外</p> <p>89 都合誠振量之穀玖仟叁伯貳斛貳斗肆外貳合肆夕捌振 <small>振入八百卅五斛六斗
五外八合四夕</small></p> <p>90 芝捌仟肆伯伍拾陸斛伍斗捌外肆合捌振 (繼目裏書)</p> <p>91 不働七千二百六十二斛二斗七外六合七夕六振
動用一千二百九十四斛三斗七合三夕二振 (第八紙)</p> <p>92</p> <p>93 粟肆拾貳斛叁斗玖外</p> <p>94 類稻叁仟捌拾陸束</p> <p>95 糘壹伯柒斛壹斗壹外壹合</p> <p>96 糘貳斛盛疋壹口 <small>一受一斛
二各受五斗</small></p> <p>97 末替伍斗盛疋壹口</p> <p>98 都合心倉壹拾柒間 <small>不動穀倉五間 動用穀倉一間 類倉一間 郡稻倉四間 公用稻倉一間 義倉一間 糘倉一間 空二間</small></p> <p>99 郡司 <small>大領外心八位上勳十二等大私豆真繼</small></p> |
|---|--|---|---|

118	117	116	115	(F 断簡)	1024	1023	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100
							當年榎穀壹伯貳拾玖斛陸斗	合納陸伯捌拾肆束	芝本肆伯伍拾陸束 免榎廿二束 利二百廿八束	出舉類稻肆伯柒拾捌束 債稻身死伯姓三人	雜用穀叁拾伍斛壹斗 其振所入三斛五斗一外返納本倉	末醬伍斗	醬貳斛	糴柒拾伍斛陸斗柒外陸合	類稻貳仟貳伯陸拾束伍把	粟肆拾陸斛捌斗陸外	動用捌伯壹斛壹斗壹外叁合柒夕叁振	不動貳仟玖伯叁拾柒斛叁斗叁外柒合肆夕玖振	芝叁仟柒伯叁拾捌斛肆斗伍外壹拾貳夕貳振	外陸合叁夕肆振 振入三百七十三斛八斗 四外五合一夕二振	俊道郡天平三年心稅穀振量芝肆仟壹伯壹拾貳斛貳斗玖

天平 4 年隱岐国正税帳
 林陸朗・鈴木靖民編『復原 天平諸国正税帳』
 現代思潮社 1985 より転載

127	126	125	124	123	122	121	120	119
麻呂充使進上謹解	具注如件仍羌史生大初位上民使古	謹件収納天平四年心稅并雜用之狀	郡司 大領外從八位上大伴部大君 少領外從八位下勲十二寺禰部直萬得	領倉二間 郡稻倉二間 公用稻倉二間 義倉一間 糶倉一間 空二間	都合心倉壹拾肆間 破壞一間 芝壹拾叁間 不動穀倉一間 動用穀倉一間	末醬伍斗盛甌壹口	糶貳斛盛甌叁口 一受一斛 二各受五斗	糶柒拾伍斛陸斗柒外陸合